# 【事案I-3】共済契約権利譲渡の無効請求

· 平成 31 年 2 月 27 日 裁定終了

# <事案の概要>

申立人が共済契約者・被共済者となる生命共済について、申立人の承諾を得ずに契 約譲渡されたとして、譲渡の無効もしくは譲渡後にかかる共済契約の返戻金の支払い を求めて、裁定の申立てがあったもの。

#### <申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、生命共済契約の共済契約者本人の意思確認の承諾の書面が無い状態で、権利譲渡を行った。その後、被申立人は、契約者の本人意思確認の承諾の書面が無い 状態で契約破棄を行った。したがって、当該契約の復活もしくは返戻金を支払え、と の判断を求める。

## 2. 申立ての理由

被申立人妻の母親で、当時被申立人の職員であった義母が主体となり契約締結手続を行った。また、申立人は義母を通じ被申立人に共済掛金を支払っていた。

平成 24 年 10 月に義母が被申立人の承諾を得て、申立人から義母への権利譲渡を行っているが、共済契約者である申立人の承諾を得ないで権利譲渡および解約を行った被申立人の対応に不服である。

#### <共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁 申立人の請求は認められない、との判断を求める。

## 2. 申立ての理由に対する答弁

申立人の契約については、申立人の承諾を得たうえで義母を通じて契約を締結して おり、また、平成23年までの共済掛金を払い込んでいたのは義母であるため、契約当 初より事実上の契約管理を行っていた義母が実質的な契約者である。

共済契約者の権利譲渡および解約に至った理由については、申立人の妻が、平成24年6月日より脳腫瘍により入院したことにより、その診療費用が高額となったため、 共済契約者を実体関係と整合させるため申立人から承諾を得て譲渡の形式で義母に改めたうえで、解約手続を行った。その経済的事情については申立人が十分に承知しているはずである。

## <裁定の概要>

「申立人の請求はこれを認めることはできない」と裁定し、裁定手続を終了した。

# 1. 本件生命共済契約についての申立人と義母との関係

本件生命共済契約の掛金は義母が支払いをしていた。この点は、申立人も申立て後の陳述で認めている。それに対して、申立人が支払資金を義母に渡していたという申立人の主張を認める客観的な証拠はない。よって、本件生命共済契約の掛金の出捐者は義母と判断する。とすれば、本件生命共済契約の契約者は実質的に義母である。

出捐者が義母とすれば、本件生命共済契約は永遠に続くものではなく、義母が掛金を支払い続ける限りというべきであろう。義母は娘の家庭を考えて共済契約を結んで掛金を支払うとしたものであるとしても、掛金を支払うことができなくなった場合には、契約を解約するということもあり得ることである。すなわち、義母が掛金の支払いをし得なくなる事情が生じた場合など、その共済契約をいつ解約するか否かは、申立人を含む全ての当事者間では掛金の支払人である義母に委ねられていたものと解される。このように、義母が掛金の支払いを止めることによって、義母は実質的に解約する権利を認められていたものと解される。すなわち、そのような掛金の支払者である義母が、娘の家庭のことを考えて加入した共済契約を、娘の治療・入院代等に当てるために、当事者達が話し合って解約したと理解できる本件では、当該解約は、当初の当事者間の合意の合理的な帰結としての解約というべきである。

このように当初の共済契約締結の際に予定されていたと見られる事情によって、本件生命共済契約が解約された場合における返戻金は誰に帰属すべきであろうか。途中の解約に伴う返戻金は、実質的には、それまで支払われていた掛金の一部が戻されるものと解される。とすれば、その返戻金は掛金を支払っていた出捐者に実質的には帰属すべきものであろう。その意味でも、本件では、出捐者であり、実質的な共済契約者である義母に支払われるべきものである。

#### 2. 本件生命共済契約における申立人と被申立人との関係

被申立人としては、本件生命共済契約における申立人と義母を含む全ての当事者が、 1で述べたような関係にあることを認めて、本件生命共済契約の処理を行っている。

そのような申立人と義母等の実質的な関係を被申立人が認めて、本件生命共済契約の解約と返戻金の処理をしたことが、申立人を害する行為であり、改めて、申立人の請求するように、返戻金の支払いを申立人にすべきなのであろうか。当事者が形式的な契約と異なる、そのような実質関係を被申立人に当然に主張することは出来ないとしても、被申立人がそのような実質関係を認めることは出来ると解される。のみならず、本来の返戻金の帰属者である義母に支払われている以上、そもそも申立人の請求は不当な利益を請求するものであり、認めることはできない。